

え る の あ

目次

報告 ケアメン入門講座・介護交流会…… 1	第4次男女共同参画基本計画…… 3
もっと女性プラザ…… 2	インフォメーション…… 4

報告 ケアメン入門講座・介護交流会

3月19日に開催したこの講座には、50歳以下の男性が3割ほどの参加があり、働く現役世代にせまる「介護」の不安を感じましたが、既に介護経験者の男性も数名参加されており、交流会では親身に話を聞いて情報を提供する姿が印象的でした。

この講座の内容について一部を紹介します。

初めにさっぽろ社会福祉士事務所代表で、北海道男性介護者と支援者のつどいの副代表でもある大島康雄さんから「男性介護の現状と介護保険制度について」お話しいただきました。

日本の高齢化率は世界一。2045年には最も高い38%になると言われ、介護は長期化している現状で、3年以上介護を続けざるをえない方が半数を占めています。

その担い手をみると、家族との同居率の低下から、かつては「嫁」が担っていた介護は、高齢配偶者、そして生涯未婚率が増えている状況からシングル、中でも男性が担うケースが増えており、虐待や介護殺人についての加害者は、その多くが男性（7～8割）といわれ、問題視されています。

男性介護者の特有性としては、制度を調べるのが得意で、介護でもルーティン化できる事にはストレスを感じにくい、認知症などルーティン化できないことに対するストレスは女性より大きい。また掃除や家事（炊事、裁縫）のスキルが乏しい分ストレスを感じやすいなどの特性があります。

日本型福祉の影響として「家族介護の文化」が当たり前で、男は外で働くものという伝統型性役割の固定概念から、介護をしている男性に対してのマイナスイメージがあり、介護を担う男性自身にも、長い間培われたそのイメージが、自身を苦しめる状況が見受けられます。でも、それは我々男が悪いとかではなく、日本という社会から「男は弱みを見せてはいけない」とか「仕事最優先」（結果的に友人が少ない）など、生き方自体を規定され、そのような環境の中で生きてき

たからです。

男性介護者は介護に対する喜び（6割）と負担と感ずる（8割）という複雑な気持ちの中で、親や配偶者のケアしている状況があります。

などのお話がありその後、福祉用具の展示・紹介では歩行器や高性能車椅子などを紹介していただき、介護技術講習では、訪問看護ステーションつぼみ代表取締役の内藤麻生さんから「介護で使うのは馬力じゃなくて頭」であり、利用者の残存能力に介護者が補助し、プラスして100にする事を考えながら行うと良いというお話から、実際にベッドから車椅子への移動や、車椅子の使い方を参加者相互に実習。車椅子の使い方では、必ずストッパーをかけて乗り降りし、坂道は原則「坂の上方向を見ながら行う」ので、下りは介助者は後ろ向きに、ブレーキで調整しながら下りる。段差は前輪を上げて越えるなどのアドバイスをいただきました。

講座終了後行った交流会では、親世代をみると、戦前戦後での価値観の違いを痛感するという悩み相談や、施設入居をためらう場合など仏壇を入居先に持つて行くことで、お年寄りが安心するなど、介護経験者から、実体験に基づいた話が語られ、大変有意義な交流となりました。





もっと女性プラザ

北海道立女性プラザは
一人でも、グループでも、自由に
学び・創り・出会い・語らう
“ひろば”

女性の自立と社会参加を促進するとともに男女
平等参画を推進するためのキーステーション

情報提供フロアを活用しよう！

読む

図書や資料を自由に読むことができます。

地域や道外の男女平等参画情報誌、
行政発行資料、新聞などの閲覧もでき
ます。

借りる

2週間5冊まで借りられます。

図書貸出時間

月～金曜：9時～20時まで（土曜は 17時まで）
・利用者登録が必要です。

ビデオ・DVD

男女平等参画に関するDVDなど約
450本があり、ブースでご覧になれ
ます。

男女平等参画の無料研修会などには、
貸出も行っています。（送料はご負
担いただきます）

交流フロアを活用しよう！

無料の打合せスペース

5～12名までのグループのミーティ
ングにお使いいただけます。

（3時間以内）

2面のうち1面は1ヶ月前から予約が
できます。

受付又は電話（011-251-6329）
でも予約できます。


作品展示や研究発表

グループの作品展示や、男女平等参
画に関する研究発表の場として、無
料でスペースをお貸しします。



さっぽろ植物画同好会主催の作品展より

平成28年度の主な事業（予定）

	4～9月	10～3月
講演会/講座/セミナー等		
えるのす連続講座 ～女性大学～	第1期（10回）	第2期（10回）
男女共同参画週間講演会	6月28日（火）	
えるのす参画講演会 （地域団体との共催事業）	募集	5地域で実施
あなたの街に女性プラザ （市町村との連携事業）	募集	2地域で実施
男性参画講座		クアメン講座・交流会 3月11日（土）
	6月18日（土）	介護相談会 10月15日（土）
他団体との連携講座	女性の健康、起業促進 などに関するセミナーや ワーク・ライフ・バランス、海外の男女平等参画に関する講座など	
女性プラザ祭2016 開催期間： 11月7日～12日	 <ul style="list-style-type: none"> ・コンサート 7日（月） ・DVD上映会 8日（火） ・講演会 ・女も男も ・ワイワイセッション ・即売会、バザー等 ・他団体共催セミナー等 10日（木）	
相談事業		
女性のための法律相談	面接による相談（1ヶ月前からの予約制） 毎月第2・4水曜日午後 一人30分	
男女平等参画関係法律相談	6地域で開催	
交流フロアのイベントなど	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展（男女共同参画週間、女性プラザ祭） ・他団体による様々な展示・体験講座等の催し ・カルチャーナイト（7月22日（金））への参加 ・男女平等参画や女性関連記念日、道外各地域での取組、図書などの紹介 	

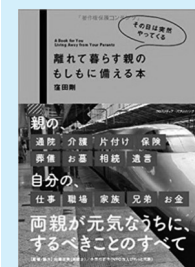
情報提供フロアより PICKUP書籍 新着図書から



**同性パートナーシップ証明、
はじまりました。**
渋谷区・世田谷区の成立物語と
手続きの方法
エスマルダ 著、KIRA 著
ポット出版



マタハラ問題
小酒部 さやか 著
筑摩書房



**離れて暮らす親のもしもに
備える本**
窪田 剛 著
クロスメディア・パブリッシング



**ほとんどの社員が17時に帰る
売上10年連続右肩上がりの会社**
岩崎 裕美子 著
クロスメディア・パブリッシング

新着DVDソフトのご紹介

番号	タイトル	時間
D-47	地域でささえる子育て2 ファミリー・サポート・センターの活動 ○本編 ○提供会員向け ○依頼会員向け	24分×3編
D-48	マタニティーハラスメント 第1巻 全社員編 その言葉、態度がマタハラです	20分

第4次男女共同参画基本計画

1999年に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、5年ごとに策定される男女共同参画基本計画（第4次）が平成27年12月25日に閣議決定され、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」などが定められました。

目指すべき社会

- (1) 個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- (2) 人権が尊重される社会
- (3) 男性中心型労働慣行^注が変革され、仕事と生活の調和が実現する社会
- (4) 国際的な評価が得られる社会

注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

この4次計画では、政策目的を明確化し効果的な推進を図るため、

- I あらゆる分野における女性の活躍
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- IV 推進体制の整備・強化

という4つの政策領域を大きな柱として定め、重点的に監視・評価すべき項目として、国家及び地方公務員の女性登用や男性の育児休業取得率、健康寿命などの14項目の政策領域目標を設け、さらにI～IIIの政策領域の下には、重点的に取り組む12の個別分野を、またIV推進体制の整備・強化と併せて、計71の成果目標を設定し、実効性のある具体的な取組を進めようとしています。

この第4次男女共同参画基本計画については、内閣府男女共同参画局のホームページ↓に掲載されています。

http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html

女性活躍推進法

平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）は、国・地方公共団体、301人以上の大企業は、

- (1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- (2) 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表
- (3) 女性の活躍に関する情報公表

を行わなければなりません（300人以下の中小企業は努力義務）。

また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができ、商品などに認定マークを付することができます。

詳細については、女性活躍推進法特集ページ↓をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

4次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが必要なことから、男性中心型労働慣行^注等を革新し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

政策領域 I あらゆる分野における女性の活躍	① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
	② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
	④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
政策領域 II 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 生涯を通じた女性の健康支援
	⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
政策領域 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
	⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV 推進体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施（予算編成に向けた調査審議等） ・地方公共団体や民間団体等における取組の強化

インフォメーション

えるのす参画講演会(地域開催)共催団体募集

女性協会では、男女平等参画についての講演会を札幌市以外の道内5地域で開催することとし、この事業を共催する民間団体を募集しています。

あなたの街に女性プラザ共催市町村募集

女性プラザが道内市町村と連携し、あなたの街で行う男女平等参画に関する講演会や講座を支援する事業です。

応募方法：

平成28年5月16日(月)までにそれぞれの所定の申請書にてご応募ください。

*詳しくは女性プラザのホームページ・チラシをご覧ください。お電話でお問い合わせください。

介護に関する相談会

超高齢社会において、介護での支え合いが男女平等参画の重要な課題の一つとなっています。

介護の悩みや不安、在宅介護についての困りごと、親などの将来の介護、男性介護者としての悩み、施設や高齢者住宅のこと、また介護費用についてなど、どなたでもお気軽にご相談ください。

相談料は無料です。

○日時 平成28年6月18日(土) 13時から

○場所 北海道立女性プラザ

○相談方法

予約制による面談または電話による個別相談
一人(グループ) 30分
社会福祉士が相談に応じます。

○申込方法

予約受付開始：5月18日(水)
電話または女性プラザ受付で
お申し込みください。



★女性プラザメールマガジンの配信について

女性プラザでは、メールマガジンを発行し、道内の各地域で男女共同参画を目指して活動している皆様に、「男女共同参画についての情報」を提供し、また皆様の活動の交流の場としても活用していただいております。(年6回程度)

配信を希望される方は、お問い合わせください。

男女共同参画週間講演会



講師 札幌大谷大学
教授 平岡 祥孝 さん

演題 それぞれのワーク・ライフ・バランス

ワークライフバランスの推進が叫ばれる昨今、「働き方改革」をどのように進めていくかが、問われています。男女雇用機会均等法が施行されて30年。また、今年4月には女性活躍推進法も施行されました。性差より個人差が時代の潮流になりつつあります。個の能力をどのように高めていくか、充実した生活をどのように営んでいくか等々、皆さんとともに考えていきます。

日時 平成28年6月28日(火)
10:00~12:00

会場 かでる2・7 4階 大会議室

参加料 無料

申込 お電話か女性プラザの受付にて
お申し込みください。

受付開始は6月1日(水)から

*期間中女性プラザ交流フロアにて、男女共同参画パネル展を同時開催します。

女性のための相談室

法律相談



法律に関してわからないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

女性の弁護士が面談で相談に応じます。

相談料 無料

相談日 毎月第2・4水曜日

(ただし、11月23日は30日に、
12月28日は21日に振り替えます。)

時間 午後1時15分から午後3時45分まで
(1人30分)

申込方法 予約制

(相談日の1ヶ月前から予約受付開始)
電話または直接女性プラザ受付窓口へ
お申し込みください。

(受付時間：月~土9:00~17:00)

- 「えるのす」「道立女性プラザ」に対するご意見、ご感想、ご要望などをお寄せください。
- 「えるのす」は女性(Lady)の頭文字と北(North)の造語です。

発行 / 北海道立女性プラザ(指定管理者：公益財団法人北海道女性協会)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 6階 (011)251-6329・6349

【ホームページアドレス】 <http://www.l-north.jp/>

(休館日：日曜・祝日・年末年始) (開館時間：月~金9:00~21:00、土9:00~17:00) *申込・お問い合わせは9:00~17:00をお願いします。